

○「広報なよろ」広告掲載要領

平成19年10月10日告示第1035号

改正

平成24年3月30日告示第1011号

平成25年3月26日告示第1007号

平成26年2月14日告示第1011号

平成27年1月20日告示第1004号

令和元年12月12日告示第1023号

令和3年3月31日告示第1018号

「広報なよろ」広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この告示は、名寄市広告掲載要綱（平成19年名寄市訓令第39号。以下「掲載要綱」という。）及び名寄市広告掲載基準（平成19年名寄市告示第1034号。以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、名寄市が発行する「広報なよろ」（以下「広報誌」という。）に広告を掲載するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広報誌への広告掲載は、民間企業等との協働により、保有する資産の有効活用、地域経済の活性化及び自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告の規格及び位置)

第3条 広告の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 1号広告 大きさ 縦45mm×横90mm
- (2) 2号広告 大きさ 縦45mm×横180mm
- (3) 3号広告 大きさ 縦125mm×横180mm
- (4) 4号広告 大きさ 縦260mm×横180mm

2 広告の掲載位置は、総合政策部長が指定した位置とする。

3 広告の色は、広報誌に準じるものとする。

(広告掲載料)

第4条 広告の掲載料は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 1号広告 15,000円
- (2) 2号広告 22,000円
- (3) 3号広告 52,000円

(4) 4号広告 100,000円

2 前項の規定にかかわらず、申請された広告掲載期間が6カ月を超える場合は、1カ月につき次の各号に掲げる金額とする。

(1) 1号広告 13,000円

(2) 2号広告 18,000円

(3) 3号広告 46,000円

(4) 4号広告 92,000円

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載希望者は、「広報なよろ」広告掲載申込書(別記様式第1号)に、掲載しようとする広告の原稿を添えて市長に提出しなければならない。

2 申込み締切は、広報誌発行日の20日前とする。

3 同一申込者が申し込める広告は、広報誌発行1回につき1号広告単位で1件限りとする。ただし、他に申込みがない場合はこの限りでない。

(広告掲載の決定等)

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、申込期間満了後速やかに広告掲載の可否を決定し、「広報なよろ」広告掲載決定通知書(別記様式第2号)により通知しなければならない。

2 前項の規定による広告掲載の可否の決定は、申込みの受付順とする。

3 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告掲載者」という。)は、指定する期日までに掲載しようとする広告の版下原稿を提出するものとする。

(確認書の作成等)

第7条 広告掲載者は、決定された広告掲載の内容を記載した確認書(別記様式第3号)を提出しなければならない。

2 前項の確認書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 広告掲載の内容に関する事項

(2) 広告掲載料に関する事項

(3) 掲載要綱第9条、第10条及び第11条に定める事項

(4) その他総合政策部長が必要と認める事項

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載者は、総合政策部長の指定する期限までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告内容の変更)

第9条 掲載基準第5条に定める、個別の広告に係る掲載基準の適用に関して、広告掲載者が内容変更の求めに応じない場合、総合政策部長は広告掲載を取消することができる。

(広告掲載の取下げ)

第10条 広告掲載者は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取下げを申し出ることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取下げた場合は、既納の広告料は返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第11条 掲載要綱第11条に規定する広告掲載料の返還は、広告掲載が決定した後に広告掲載者の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取消したときは、既納の広告掲載料を返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月10日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第1011号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日告示第1007号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月14日告示第1011号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月20日告示第1004号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和元年12月12日告示第1023号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第1018号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

「広報なよろ」広告掲載申込書

年 月 日

名寄市長 様

住所
商号又は名称
代表者氏名 印
連絡先 担当者氏名
電話・FAX
E-mail

「広報なよろ」広告掲載要領第5条の規定に基づき、次のとおり広告掲載を申し込みます。

なお、この申込書及びその添付書類については、事実と相違ないこと、法令等を遵守していること、名寄市広告掲載要綱及び同掲載基準並びに「広報なよろ」広告掲載要領を遵守すること、市税の滞納がないことを誓約します。

記

掲載を希望する媒体の名称等	広報なよろの指定欄
掲載希望期間	年 月号(継続申し込み 年 月号まで)
掲載希望枠数	1号広告 2号広告 3号広告 4号広告
添付書類	広告図面及び説明書等 広告図案、原稿案等、説明書等、会社概要等
納税状況	広告掲載に関して、必要に応じて納税状況についての調査があることについて同意します。 代表者氏名 印
※処理欄	受付日付 納税状況 <input type="checkbox"/>

※欄には記入しないでください。

「広報なよろ」広告掲載決定通知書

年 月 日

様

名寄市長

印

年 月 日付けで申込みのあった広告について、名寄市広告掲載要綱及び同掲載基準並びに「広報なよろ」広告掲載要領に基づいて下記のとおり決定したので通知します。

記

掲載を希望する媒体の名称等	広報なよろの指定欄			
掲載希望期間	年 月号(継続申し込み		年 月号まで)	
掲載希望枠数	1号広告	2号広告	3号広告	4号広告
掲載の可否	可		否	
掲載しない理由				

確 認 書

「広報なよろ」広告掲載要領第7条の規定及び 年 月 日付け「広報なよろ」
広告掲載決定通知書に基づき、次のとおり確認します。

記

広告を掲載する印刷物の名称「広報なよろ」 年 月号
広告を掲載する面
広告掲載料 円(消費税を含む)
広告料金納入期限 年 月 日
広告原稿納入期限 年 月 日
広告原稿の規格等 縦 mm×横 mm

備考

- 1 この確認書及び添付物の記載は、事実と相違ありません。
- 2 広告の内容等に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。
- 3 名寄市広告掲載要綱及び同掲載基準並びに「広報なよろ」広告掲載要領を遵守します。
- 4 市税に係る滞納がありません。
- 5 名寄市広告取扱要綱第9条各号のいずれか又は「広報なよろ」広告掲載要領第9条の規定に該当するときは、広告掲載を取り消されても異議はありません。
- 6 広告掲載料の返還は、「広報なよろ」広告掲載要領第11条の規定に基づいて行います。
- 7 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負います。

年 月 日

名寄市長 様

住所

商号又は名称

代表者氏名



連絡先 担当者氏名

電話・FAX

E-mail